

FATF 第5次相互審査に 向けて今後求められる対策

ここでは、FATF の対日審査結果を踏まえた国内でのマネロン対策の取組みについて現況や動向を解説します。

PwC Japan 有限責任監査法人
チーフ・コンプライアンス・アナリスト
井口 弘一

日本のAML/CFT 態勢に対する 国際的評価

日本の「マネー・ロンダリング／テロ資金供与対策（AML/CFT）」に対しては、国際的にみると厳しい評価がされています。2021年8月にFATF（Financial Action Task Force：各国のAML/CFT態勢の審査機関）から日本に対する第4次相互審査結果が公表されました。

この相互審査において、各国は法令等整備状況とその運用状況（有効性評価）の2軸で評価されます。法令等整備状況について、未達成項目8項目以上は重点フォローアップ、有効性評価項目について、未達成項目7項目以上は重点フォローアップとなります。

日本のFATF第4次相互審査

査の結果は、法令等整備状況の未達成項目数は11項目、有効性評価における未達成数は8項目で、要監視の最低の水準とはなりませんでしたが、合格水準である「通常フォローアップ国」の水準には至らず、「重点フォローアップ国」という結果になりました。

日本と同じ重点フォローアップ国にはドイツ、米国、中国等が並び、合格水準である通常フォローアップ国には英国、香港、フランス等が評価されています（[図表1](#)）。

ガイドラインは法令同等の強制力を有する

日本政府はこの審査結果を受けて、2024年3月末を期限とした行動計画を策定し、官民挙げての態勢整備に着手しました。

そのなかで、金融機関は「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT

図表1 主要国のFATF第4次相互審査結果（2024年4月末時点）

評価	主な国・地域
通常フォローアップ国 （総合評価・合格水準）	英国、香港、オランダ、スイス、イタリア、スペイン、フランス等
重点フォローアップ国	シンガポール、ドイツ、米国、オーストラリア、日本、中国等
要監視国	トルコ、南アフリカ等

出所：筆者作成

T）に関するガイドライン（以下、ガイドライン）に則った態勢整備を進めるよう、金融庁から求められてきました。FATF審査において、ガイドラインは法令並みの強制力を有すると評価されており、国際的にその遵守・徹底が求められたためです。